

一般社団法人高知県移住促進・人材確保センター運営事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>一般社団法人高知県移住促進・人材確保センター運営事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第12条 省略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>6</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号及び第6号から第8号まで、第9条第5項並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>	<p>一般社団法人高知県移住促進・人材確保センター運営事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第12条 省略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>5</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号及び第6号から第8号まで、第9条第5項並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>
<p>附則</p> <p>この要綱は、平成29年12月27日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この要綱は、平成29年12月27日から施行する。</p>
<p>附則</p> <p>この要綱は、平成31年3月28日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この要綱は、平成31年3月28日から施行する。</p>
<p>附則</p> <p>この要綱は、令和3年3月19日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この要綱は、令和3年3月19日から施行する。</p>
<p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。</u></p> <p><u>(高知県U.Iターンサポートセンターに名称変更されたことによる経過措置)</u></p> <p><u>2 この要綱の規定により交付決定された補助金については、一般社団法人高知県U.Iターンサポートセンター運営事業費補助金交付要綱（「新要綱」という。）の規定に基づき交付された補助金とみなして新要綱の規定を適用する。</u></p>	